

令和4年9月20日(火)

令和4年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。1番委員の欠席の旨、報告があります。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、15番：田名和彦委員、16番：長濱国博委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請（有償
移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたし
ます。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は15件でございます。
受付番号1番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から15番は、別紙参考資料1ページから15ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野中学校前の郵便局の南側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番・3番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利漁港から保良向けの仲原地区に位置し、譲受人は畜産業とサトウキビ栽培農家です。

奥浜委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、友利集落センターから北側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ苗用畑として利用するとのことです。

議長： 次に受付番号4番・5番・6番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、城東中学校の南東1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号8番・9番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、旧伊良部高校から白鳥向け500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

長濱委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、伊良部大栄生コンから農業用水タンク方面に位置し、譲受人はコーヒー・バナナ・パイン作栽培です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、城辺線の農業試験場から上区方面向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・トウガン作栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、上野小学校の北側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号12番・13番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、JA上野給油所から西側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

下地推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、宮古広域消防上野出張所から東側400mに位置し、譲受人は機械等も所有してバジル・ヤシの木栽培です。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員
に変わって16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、伊良部製糖工場から北側250
に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員
をお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、佐和田漁港から北東350
に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

受付番号9番について、譲渡人は土地賃貸借している中での土地の売買につい
ての案件は、条件としてみたされているのか。又、譲受人の営業実績は大丈夫な
のか。

國仲事務局：

譲渡人のハウスの件については、母親が管理していましたが、母親が体調をく
ずして施設に療養していることから経費が必要な状況であるため、農業委員会事
務局としては特段の事情ということでの案件となります。又、譲受人の営農につ
いては、バナナ・コーヒー等の実績は出ているとのことです。

議 長： ほかに質疑はありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条
の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から15番について、原案の
とおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借人の設定）は、2件でございます。受付番号16番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から17番は、別紙参考資料16ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号16番と17番は土地が隣同士なので併せて説明します。場所は、久松の松原集落から下地線川満集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号16番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番は、別紙参考資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、城辺比嘉公民館から東側250mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、裁決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は12件でございます。受付番号19番から30番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号19番から30番は、別紙参考資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から30番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地中学校の南側に位置し、譲受人は農地中間管理での賃貸借です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、東山ファームポンドの南側100㎡と友利集落の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

宮古空港滑走路の下地線側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、洲鎌集落から嘉手苧集落向け600㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再会します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和4年9月7日（水）に調査員として14番：仲里敏夫委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で現地調査し、日程として午前9時30分から午後16時まで現地調査、午後16時から16時20分まで事務局にて調査内容調整会議で9月9日の内部審査会での4条申請5件、5条申請10件、合計15件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、陸上自衛隊宮古島駐屯基地の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、平良上原市営住宅の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、県営北団地の北側300㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・宅地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、大成建設コンサルタントの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、幅員4m以上の道路で区画された街区の40%以上が宅地の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センターの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、土地区画整備事業区域内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄宮古セルフ SS の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅・商業用施設に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、菊の露酒造の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮古島市徳洲会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅・商業用施設に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、県営北団地の北側 3 0 0 m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、原野・保安林等に囲まれた周辺農地が 1 0 h a 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、青潮園の北側 4 4 0 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、狩俣集落センターの西側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号1番の説明をいたします。9月8日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、荷川取漁港約600^m北側に位置し、周囲には住宅やスクラップ処分場や老人介護施設などがあります。当地は、長年農地としての利用がなく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員； 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂山ビーチへ入る交差点から西側約200mに位置し、当地は平成7年の取得当時から袋地であったことから営農が難しく原野化し、今日に至っています。今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下地線松ヶ原ゴルフ場の南側約100mに位置し、当地は長年にわたり農地利用がなく原野化しており、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの西側約200mに位置し、当地は長年にわたり農地利用がなく原野化し、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年9月20日

会 長 芳 山 辰 巳
15番委員 田 名 和 彦
16番委員 長 濱 国 博